

令和3年度 五島列島おもてなし協議会  
着地型ツアー情報発信支援事業 仕様書

令和3年度の五島列島おもてなし協議会着地型ツアー情報発信支援事業補助金の交付については、五島列島おもてなし協議会着地型ツアー情報発信事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この仕様書及び五島列島おもてなし協議会会長(以下「会長」という。)が定めるところによる。

ただし、令和3年度予算が五島市・新上五島町・小値賀町議会で議決されることが前提です。その点ご注意ください。また書類の受付は令和3年4月1日以降とします。

1. 本事業への参加条件

要綱に定めるほか、スケジュールに沿った取り組みができ、五島列島おもてなし協議会事務局(以下「事務局」という)の求めに応じ、地元観光協会及び地場旅行会社(以下「観光協会等」という)は対象となる体験・着地型ツアーを取りまとめて申請すること。また、滞在型観光の促進及び企画商品の磨き上げを今後図る参考とするため、ツアー参加者に満足度のアンケート調査を実施することを条件とする。アンケート調査の属性・内容については事務局に事前に確認すること。

2. 要綱について

**要綱第2条関係(交付の対象事業及び対象経費)**

- (1) 補助金の対象となる事業は、手配旅行を除く以下のとおりとする。
  - ・募集型企画旅行商品・着地型ツアー(観光協会等が自社で造成するツアー)
  - ・受注型企画旅行商品・着地型ツアー
- (2) 補助金の対象外となる事業は、以下のとおりとする。
  - ・補助金申請が行われていない旅行商品・着地型ツアー
- (3) 企画開発費は、延べ参加者数に500円を乗じた額とする。
- (4) 本事業を推進する際に不明な点や判断に迷うことがある際は、必ず事前に事務局へ相談すること。

**要綱第3条関係(交付の申請)**

- (1) 交付申請にあたっては、出発日前までに申請し、交付決定を受けるものとする。
- (2) 実施計画は、前年実績を十分考慮した計画とする。また、新規造成のツアーについては、算出根拠を明確にすること。
- (3) 交付申請に必要な書類は、要綱に基づき提出すること。
- (4) 災害等の突発的・偶発的な事項によって、補助内容に変更が生じる場合は、事務局に遅延なく報告すること。

**要綱第5条関係（交付の変更申請）**

- （1）補助金交付の変更申請は、要綱に定めるもののほか、旅行商品・着地型ツアーの売れ行きにより、補助金の交付決定額が不足する恐れがある場合は、あらかじめ事務局に相談のうえ変更申請を行うこと。本事業の予算がなくなった時点で申請受付を終了するため、十分注意すること。

**要綱第6条関係（実績報告）**

- （1）交付の決定を受けた事業については、旅行商品・着地型ツアーごとの参加人数を催行月ごとに事務局に報告するものとする。
- （2）実績報告書に必要な書類は、要綱に定める。
- （3）実績報告書の提出期限は、対象事業の完了した日から30日を経過した日または3月10日のいずれか早い日までとする。

3．補助金交付申請から請求までの流れについて

	内容	時期	観光協会等		五島列島おもてなし協議会事務局
1	交付申請	随時受付・変更可 予算の限り先着で受付	申請書提出		審査
2	交付決定	書類審査後、速やかに			交付決定通知書の送付（着地型ツアー認定）
3	商品販売	交付決定後、順次販売	毎月参加者数の報告		ツアー催行の確認
4	実績報告	対象事業の完了した日 から30日を経過した日、 または3月10日のいずれか 早い日まで。	実績報告書提出		審査
5	額の確定	実績報告書提出後 概ね1ヵ月以内			交付額確定通知書の送付
6	請求書提出	確定通知受領後 速やかに	請求書提出		審査
7	補助金交付 （振込）	請求書受理後 速やかに			補助金の交付 （振込）